

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、個人情報に記載された診療情報提供書（以下「書類」という。）を医療機関Aに送付すべきところ、誤って医療機関Bに送付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 書類に記載されていた個人情報

患者の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療内容、検査結果等

### 2 事案の経過

○令和6年7月20日（土）

- ・別の職員が事前に準備していた書類（医療機関Aあて）を、医師が思い込みで医療機関Bあてと上書きして作成し、送付した。

○7月22日（月）

- ・医療機関Bからセンターの医師あてに誤送付の電話連絡を受け発覚、謝罪した。書類はセンターあて返送したと連絡を受けた。
- ・医師が医療機関Aあて書類送付した。
- ・医師が患者へ謝罪した。

○7月26日（金）

- ・医療機関Bから返送された書類がセンターに到着し、回収の上適切に破棄した。

### 3 誤送付の原因

- ・医師が他患者と混同して書類を作成し、確認せずに送付したため。

### 4 再発防止策

- ・医師に「個人情報の適正な取扱い」マニュアルを渡し、「電子カルテ上で転院先を確認する」箇所を指さし読上げ嚴重注意した。
- ・病院個人情報取扱い主任者（上長）によるチェック